

貸付けの対象事業	貸付けの相手方	貸付けの対象施設	貸 付 け の 条 件			
			利 率 (年)	償還期限 (据置期間を含む)	据置 期間	貸 付 額
協業・企業組合事業	協業・企業組合事業(施設集約化(協業組合)及び共同施設(協業・企業組合)をいう。)を行う協業組合又は企業組合	協業・企業組合事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	1.05%以内	20年以内	3年以内	設置資金の100分の80以内
合併・出資会社事業	合併・出資会社事業(施設集約化(合併・出資会社)、連鎖化(出資会社)、経営改革(出資会社)及び企業合同(合併・出資会社)をいう。)を行う中小企業者たる会社	合併・出資会社事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	1.05%以内	20年以内	3年以内	設置資金の100分の80以内

別表第2 (高度化に寄与する事業の特例)

貸付けの対象事業	貸 付 け の 条 件			
	利 率 (年)	償還期限 (据置期間含む)	据置期間	貸 付 額
構造改善等高度化事業	無利子	別表第1に掲げる事業ごとに定める償還期限	別表第1に掲げる事業ごとに定める据置期間	設置資金又は取得資金の100分の80以内(ただし、小規模事業者が専有する部分については100分の90以内)
災害復旧高度化事業	無利子	20年以内	3年以内	設置資金又は取得資金の100分の90以内
特別広域高度化事業(一般)	1.05%以内	別表第1に掲げる事業ごとに定める償還期限	別表第1に掲げる事業ごとに定める据置期間	設置資金又は取得資金の100分の80以内(ただし、小規模事業者が専有する部分については100分の90以内)
特別広域高度化事業(特定)	無利子	別表第1に掲げる事業ごとに定める償還期限	別表第1に掲げる事業ごとに定める据置期間	本表に掲げる事業ごとに定める貸付金の額

別表第 3 (運転資金の貸付－法第 21 条第 1 項第 16 号関係)

貸付けの対象事業	貸付けの相手方	貸付けの対象	貸 付 け の 条 件			
			利 率 (年)	償還期限 (据置期間を含む)	据置 期間	貸 付 額
経営革新計画承認グループ事業	経営革新計画承認グループ事業を行う中小企業者、経営改革(特定中小企業団体)を行う特定中小企業団体又は経営改革(出資会社)を行う中小企業者たる会社	経営革新計画承認グループ事業、経営改革(特定中小企業団体)又は経営改革(出資会社)に要する長期運転資金	1.05%以内	10年以内	1年以内	貸付けの相手方が経営革新計画承認グループ事業、経営改革(特定中小企業団体)又は経営改革(出資会社)を行うために必要な費用の100分の80以内
地域産業創造基盤整備事業(中小企業総合事業団高度化・共済事業等業務方法書第13条第1号イ(ハ)に掲げる事業を除く。)	地域産業創造基盤整備事業を行う特定会社、公益法人又は商工会等	地域産業創造基盤整備事業に要する長期運転資金	無利子	10年以内	3年以内	貸付けの相手方が地域産業創造基盤整備事業を行うために必要な費用の100分の80以内